

第9章 計画の推進

I 景観形成の主体と役割分担

良好な景観を形成していくためには、行政が担う公共空間に並行して、住宅地や農地、店舗や工場など民有空間での景観への配慮が必要不可欠です。このため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、お互いに協力しながら景観まちづくりを進めていくことが重要です。

また、市民や事業者は景観団体を組織することで、より積極的な活動が可能となります。

(1) 市民の役割

景観まちづくりを進める上で、その主体となるのはその土地を一番よく知り、そこに暮らす住民です。

日頃から身近な景観に対する意識を持ち、自らが景観づくりの担い手となって景観まちづくりに取り組むことが求められます。

(2) 事業者の役割

商業や工業、農林業、建設業などの事業者は、建築・土木・屋外広告物など直接的に景観を形成する事業に関わるため、景観へ大きな影響を及ぼす可能性があります。

このため、事業者は景観への影響を認識し、小牧市景観計画や小牧市景観条例に則った景観づくりに取り組む必要があります。

(3) 行政の役割

本計画の基本理念及び基本方針に基づき、これを踏まえた実現方策を展開します。

また、市民・事業者に対して、景観形成への理解を求め、協力を得るための普及啓発に努め、景観団体に対しては活動、支援などを行うとともに、施策の実施にあたっては、市民、事業者、景観団体の意見を取り入れていくものとします。

また、公共空間の整備に責任を持ち、景観づくりの先導役としてふさわしい景観形成に努めます。

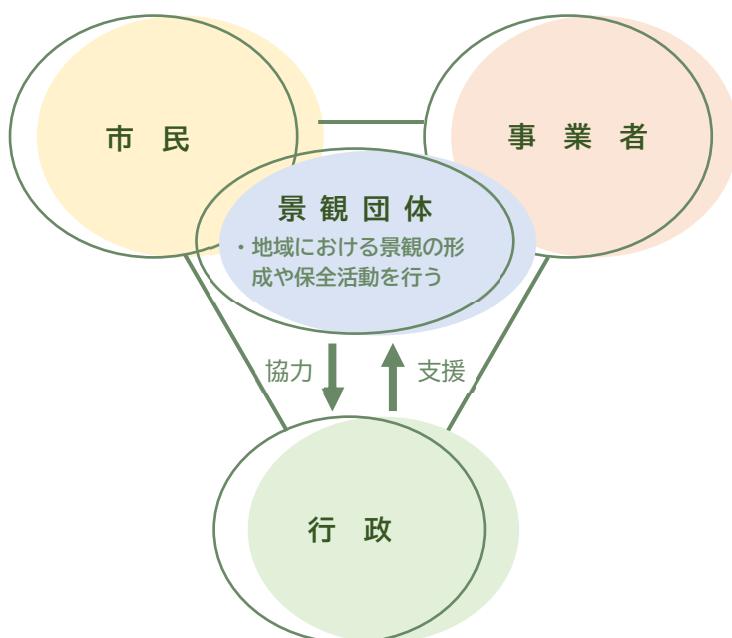


図 主体と役割分担

2 景観形成の実現方策

「人と緑と歴史をつなぐ魅力あふれる小牧の創造」の実現に向けて、良好な景観を創り・育むとともに、将来にわたって守り・継承することが重要です。

そのため、先ずは市民・事業者・行政が本市を取り巻く景観の現状・課題や魅力ある景観資源を共有し、景観まちづくりに興味・関心を持つことが重要です。「知り、考える取組」を通じて、一人ひとりが意識を高め、良好な景観形成に向けた「作り、育む取組」「守り、継承する取組」に関わることができるように、施策展開していきます。

また、市民と事業者との連携による景観形成を推進するための仕組みを活用、構築していきます。

■景観の実現方策

- (1) 身近な景観を知り、考える取組
- (2) 身近な景観を創り、育む取組
- (3) 身近な景観を守り、継承する取組
- (4) 景観に関わる体制や仕組みの構築

(1) 身近な景観を知り、考える取組

市民・事業者・行政が本市を取り巻く景観の現状・課題や魅力ある景観資源を知り、共有することによって、景観まちづくりに対する意識を高めていくことを目的に実施します。

取 組(案)

■景観まちづくりシンポジウム、景観講座

- ・計画改定や条例改正を機会にシンポジウムを開催します。有識者や先進事例の活動団体等に講演いただくことで、今後の景観まちづくりのあり方を考える機会とします。
- ・市民や事業者の景観に対する意識を醸成するため、景観をテーマとした講座やシンポジウムの開催を実施します。また、「景観」をテーマとした勉強会と言われると難しく感じますが、例えば写真や絵画、ガーデニングなどの興味・関心事と組み合わせた景観講座とすることで、一人一人が取り組みやすくなるよう工夫していきます。

【開催イメージ】

- ・景観講座の例として、プロの写真家とカメラを持ってまちを歩き、景観の切り取り方などのアドバイスを受けながら、カメラ撮影を行います。撮影後は、参加者で撮影した意図や写真を通してまちの景観を振り返る等、景観を考える機会とします。

■景観資源マップづくり(出前講座)

- ・まち歩きという気軽に参加できるレクリエーションを通じて、景観をより身近なものとして捉え、魅力的な景観・まちの課題を共有することを目的に実施します。
- ・集めた景観資源を活用して、景観資源マップやウォーキングルート等を作成し、地域で共有することや、学校の地域学習や地域への出前講座として実施します。

【開催イメージ】

- ・地域や小中学校を対象とし、改めて我がまちを歩き、グループワークで「良いところ」「好きなところ」「改善点」などについて、参加者同士で気づきを共有しながら、地図に書き込み「景観資源マップ」づくりを行います。このようなまちをよく見て観察するタウンウォッチングとワークショップへの参加を通じて、景観の大切さや景観まちづくりに参加する意義を理解してもらい、景観形成への意識醸成を図ります。

取組(案)

■写真・絵画コンテスト「小牧景観百選」

- ・身近な景観のなかの「お気に入りの風景」や「大切にしたい風景」などをテーマとした写真・絵画を募集します。さらに集まった写真(絵画)のなかから小牧市の特色を表す要素を市民の手によって選定します。
- ・コンテスト写真や絵画を通して、まちをじっくりと観察し、撮影(描写)することは、まちの景観の良さや課題を再認識する契機となります。また、作品を選定する市民にとっても魅力ある景観資源の発見、再認識につながります。

■デジタルアーカイブ

- ・市内の景観資源やまちなみの変遷をはじめ、暮らしのなかの風景を一元的に管理するデータベースとして構築します。
- ・さらにウェブサイトとして公開し、市民・事業者からの投稿・活用を可能とし、オープンデータ化による景観資源の活用を促します。

【開催イメージ】

- ・写真・絵画コンテストや景観講座など、市民・事業者からの投稿等で収集したデータを一元的に管理し、景観資源の情報を保存し、多くの市民・事業者に活用することを目的に実施します。また、市内各地の歴史文化やまちなみの移り変わり等を合わせて掲載することで地域の学習資料として活用することが考えられます。

■景観まちづくりの情報発信

- ・景観形成への意識醸成のため、魅力ある景観資源や景観づくりの取組などに関するさまざまな情報を気軽に入手できるよう、市の広報やホームページ、SNS、情報誌等に取りまとめ、広く情報を発信します。

【開催イメージ】

- ・住宅や商業建造物を建てる際の留意点を「まちづくりの作法」として紹介したり、先進事例や景観講座の開催報告等を情報誌として取りまとめて発信することが考えられます。

■景観に関する表彰制度

- ・市民・事業者の景観に対する関心を喚起し、景観まちづくりへの貢献を顕彰するため、良好な景観形成に寄与していると認められる建築物や樹木、まちなみ等に対して表彰します。



(2) 身近な景観を創り、育む取組

まちの景観を形成する公共空間においては行政が、民有空間においては市民や事業者が主体的に取り組むことが重要です。まずは一人ひとりが取り組めることから進め、次いで地区やエリア、団体単位、さらには各主体と連携した取組へと発展させていきます。

取組(案)
<p>■美化・清掃活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none">「小牧市の景観に関するアンケート調査」結果では、小牧市の景観を損ねている原因として、小・中学生から「ゴミのポイ捨てが多い」と最も多く指摘されています。「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」に基づき、市民・事業者等と連携し、地域環境の保全・美化を促進していきます。道路や公園におけるアダプトプログラムをはじめ、誰もが楽しんで地域の景観改善に取り組める仕掛けづくりを行っていきます。 <p>【開催イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none">美化・清掃活動に楽しんで取り組める仕掛けづくりとして、例えば、ごみ拾いや草刈りにスポーツやゲームの要素を掛け合わせて競争する等、子どもから大人までが楽しんで参加できるイベントの開催などが考えられます。
<p>■緑豊かな景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none">緑化を促進するため、花苗等の配布を行い、保育園や小中学校等の公共施設をはじめ、民間施設において緑のカーテンや花壇づくりを推進します。
<p>■遊休農地の活用</p> <ul style="list-style-type: none">良好な田園景観を創出するため、遊休農地や休閑地において花などの景観作物を栽培し、新たな花の景観づくりを行います。
<p>■中心市街地活性化による新たな景観創出</p> <ul style="list-style-type: none">「小牧市の景観に関するアンケート調査」結果では、小牧市内の好ましくない景観として、「小牧駅周辺」が最も多く指摘されています。今後、小牧駅周辺整備に伴い、「小牧の顔」にふさわしい景観形成を図るとともに、滞在交流空間の創出や駅前周辺イルミネーションなどの中心市街地活性化の取組を促進し、市民・事業者との連携による新たな景観まちづくりを行っていきます。



【本市の取組内容①】

■美化・清掃活動の推進

アダプトプログラム～私たちのまちを私たちの手できれいに～ 地域住民等が身近な場所において容易に実施できる取組みのひとつに、アダプトプログラムがあります。アダプトプログラムとは、道路や公園等の公共施設をわが子のように愛情と責任をもって清掃し美化を行う取組です。

市内には、45団体が登録し(2023年(令和5年)2月時点)、活動を行っています。



アダプトプログラムによる活動

出典:市ホームページ

■緑豊かな景観づくり

市民参加による緑豊かなまちづくりを実現するため、公共施設の緑化、花いっぱい運動などの活動を行っています。また、公共施設や学校、事業所などの壁面や窓際に「緑のカーテン」を設置することにより、景観の改善や夏季の室内温度の上昇を抑制するなどの環境負荷低減にもつながっています。



花いっぱい運動(修景花壇)

出典:小牧市緑化推進機構活動報告

■中心市街地活性化による新たな景観創出

中心市街地の将来像「グランドデザイン」を実現するため、市民の主体的なまちづくり活動(コマナカ meet)により、中心市街地の活性化を目指しています。例えば、駅前をもっと居心地の良い場所にするため、市民がデザインしたストリートファニチャーを公共空間に設置する取組や、にぎわい創出のため、地元商店街や周辺企業と連携し、小牧駅周辺イルミネーションを行っています。



小牧駅周辺イルミネーション 2023

出典:市ホームページ

(3) 身近な景観を守り、継承する取組

将来に渡って良好な景観を継承していくため、市民、事業者と協働・連携しながら、本市を構成する景観要素を守り、継承する取組を展開します。

取組(案)	
■ 景観団体の認定	
・小牧市景観条例第23条に基づき認定される一定の地域における景観形成を図ることを目的として組織された団体を景観団体として認定し、より良い景観形成に向けて連携していきます。	
■ 史跡や文化財の保存・活用	
・本市には史跡小牧山をはじめ、地域の伝統的行事があり、特色ある景観要素となっています。重要な歴史的・文化的な景観構成要素として、今後も守り育んでいくため、文化財の保存・活用を進めていきます。	
■ 太陽光発電施設の設置に関する規制・景観ガイドライン	
・太陽光発電施設は、再生可能エネルギーを活用することによって地球温暖化対策に資するものですが、立地場所や設置・運用の仕方によっては、地域住民等の生活環境や、地域で保全しようとしている景観等に影響を及ぼすおそれがあります。	
・太陽光発電施設の設置に関する条例や仕組みを構築するとともに、景観法上必要な届出制度や届出対象の規模、設置にあたっての配慮事項を取りまとめたガイドラインの作成を検討します。	
■ 空き地・空き家対策	
・「小牧市の景観に関するアンケート調査」結果より、小牧市の景観を損ねている原因として、「空き地の雑草が生い茂っている」が最も多く指摘されています。近年、人口減少や少子高齢化に伴い、空き地や空き家が増えており、管理が行き届かない空き地や空き家が地域の景観に影響を与えていいます。このため、「小牧市空家等対策計画」に基づき、空き家等の利活用や適切な管理を促進していきます。	
■ 違反簡易広告物除却活動事業	
・違反簡易広告物のうち、はり紙、はり札、立看板等をまちからなくすため、「小牧市違反簡易広告物除却活動制度要綱」に基づき、認定された市民団体との連携により除却活動を実施します。	
■ 屋外広告物条例の制定	
・現在、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為については、「愛知県屋外広告物条例」に基づき、規制・誘導が実施されています。今後、本市における望ましい景観形成の促進、取組強化のため、市独自の屋外広告物条例の制定を検討します。	
・また、条例の内容を分かりやすく事業者等へ伝えるため、屋外広告物ガイドラインの作成を検討します。	
■ 地区計画等の法令制度の活用	
・都市計画法に基づく地区計画などの景観形成に関わる既存の制度を有効に活用していきます。	
■ 他計画・関連部局との連携及び整合	
・本市では「小牧市都市計画マスター・プラン」をはじめ、「小牧市緑の基本計画」「小牧市空家等対策計画」など既に様々な計画が策定されており、これらの計画の中には本市の景観まちづくりに関わる事項も示されています。これらの計画を実施する際には、本計画の基本理念や基本方針等との整合を図りながら、府内はもとより、市民や事業者と協働・連携しながら景観まちづくりを推進していきます。	

【本市の取組内容②】

■都市景観団体の認定

都市景観形成重点区域「やすらぎみち」を対象に「都市景観形成重点地域の景観を守る会（通称：やすらぎみちの景観を守る会）」が令和2年（2020年）6月に認定されました。

やすらぎみちは、「小牧の顔と心をつなぐ、歴史的趣と調和した緑豊かなシンボルロード」を目指し、電線類の地中化や歩道・車道の整備が行われてきました。この区域には、社寺をはじめとした歴史・文化の趣とともに、豊かな自然環境が保たれており、市のシンボルである「小牧山」への散歩道として親しまれています。

小牧山をはじめとした優れた自然景観をまちづくりに活かし、良好な景観形成を図るため、市民の立場から、以下の4つの活動に取り組んでいます。

- ① この区域の街並づくりのルールが守られるように協力する。
- ② 小牧山を眺望できる街並み景観が守られるように協力する。
- ③ 区域内に建築物等の設置が新たに申請されたときは、市民の立場で評価する。
- ④ 景観を守るための美化活動を行う。



やすらぎみちの風景

出典：こまき環境広報（第53号）

■史跡や文化財の保存・活用～史跡小牧山保存活用計画～

小牧山は本市を代表する景観構成要素となっています。一方で小牧市歴史館等の施設の老朽化や樹木のあり様等史跡の状況が策定当時から大きく変化してきています。また、発掘調査により、史跡に対する新たな知見が加わってきました。

そこで貴重な文化財である史跡小牧山が持つ価値を守り、後世に伝えていくため、史跡小牧山の保存活用計画を令和2年（2020年）3月に策定しました。

本計画に基づき、史跡小牧山の本質的価値を明らかにするとともに、調査に基づいた適切な保存管理、保存に影響を及ぼさない活用・整備を進めていきます。



史跡小牧山（上空から）

出典：史跡小牧山保存活用計画

■空き地・空き家対策～小牧市空家等対策計画～

近年、人口減少や少子高齢社会に突入し、居住その他の使用がなされていない空き家等が増加の傾向にあります。また、こうした空き家等の中には、適切に管理がされていない結果として景観をはじめ、防災や衛生など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。

このため、小牧市空家等対策計画に基づき、空き家等の発生抑制や利活用促進、管理が行き届かない危険な空き家の除却など、適切な管理がなされるよう取り組んでいきます。



良好な住宅景観イメージ

出典：小牧市空家等対策計画

【本市の取組内容③】

■違反簡易広告物除却協働事業～認定団体によるパトロール～
はり紙やはり札などの違反簡易広告物は、屋外広告物法令では地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた者しか除却できることとなっています。

そこで小牧市では、違反簡易広告物のうち、はり紙、はり札、立看板等をまちからなくすため、「小牧市違反簡易広告物除却活動制度要綱」を制定し、認定された団体と協働で除却活動を行っています。今後もこのような市民との協働により、地域の景観を守る活動の輪を広げていきます。



見回り活動の様子
(米野小学校区内にて)
出典:市ホームページ

■小牧市無電柱化推進計画

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めています。

1 無電柱化の目的

無電柱化を推進することにより災害に強く、安全に安心して生活できる環境が整備され、また、まちなみが整うことにより、魅力あるまちとなります。

本市では次の3点を目的として、国や愛知県、関係事業者と連携して無電柱化を推進します。

(1) 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等において、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、緊急車両等が円滑に走行できる道路を確保し、電気や通信等のライフラインの安定供給を確保するため。

(2) 安全・円滑な交通確保

主要な駅や公共施設周辺、観光地等の歩行者や車いす利用者が多い歩道上の電柱や、歩道のない道路の路肩部の電柱は、安全で円滑な通行を妨げるおそれがあるため。

(3) 景観形成・観光振興

本市の景観は、小牧山を始めとする多くの歴史的文化資源や自然景観がありますが、電柱や地上に張り巡らされた電線等がこれらの良好な景観を阻害するおそれがあり、これらの良好な景観を保全し、地域の魅力向上を図るため。

2 小牧市における無電柱化の現状

本市が管理する道路における無電柱化は、小牧駅から小牧山へ繋がるシンボルロードや市道小牧駅西線など、令和6年8月末時点の整備済みの道路延長は約1.6kmとなっています。



シンボルロード（市道小牧市之久田線）

(4) 景観に関わる体制や仕組みの構築

本計画の推進に向けて、庁内体制の構築や関係機関との調整を図るとともに、計画推進の体制を構築します。

■小牧市景観計画及び小牧市景観条例の効果的な運用

- ・景観計画に掲げる景観づくりの基本理念や基本方針等の景観施策を総合的に推進していくためには、併せて制定を行う「小牧市景観条例」の適切な運用とともに、必要に応じた適切な見直しが必要になります。
- ・また、関連する条例等と連携を図り、効果的な運用を図ります。

■小牧市景観審議会の設置及び運用

- ・本市の良好な景観形成に関する事項を広く審議するため、景観に関わる学識経験者等で構成される「小牧市景観審議会」を設置し、以下の事項について審議していきます。

[小牧市景観審議会の主な審議事項]

- ・景観計画の見直し、景観まちづくりの推進にあたっての重要事項
- ・景観法（届出制度）に基づく勧告や命令等に関する事項
- ・景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定に関する事項
- ・景観重点地区の指定、景観団体の登録・認定に関する事項
- ・景観計画に掲げる施策の進捗状況の検証 等



3 景観形成の進捗管理について

良好な景観形成を推進していくためには、市民や事業者等への普及啓発、制度の適切な運用や活用、適切な規制誘導の実施、各種の関係機関との連携等を実施し、これらを継続し続けていくことが大切です。

市民意識調査の実施や届出状況の実態等を整理し、景観形成に係る施策の効果を把握しながら、必要に応じて適宜見直しを行うなど、施策の進捗管理を行っていきます。

